

様々な課題を抱える児童・生徒への対応強化について

長期化するコロナ禍において、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しており、子どもの貧困やヤングケアラーなどの新たな課題が顕在化するとともに、児童・生徒の自殺者の急増など、子どもたちが抱える課題はより一層複雑になり、深刻化している。学校において、こうした課題を抱える児童・生徒を早期に発見し、そのニーズに適切に対応していくためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門人材の配置が不可欠である。

しかしながら、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、平成29年度に改正された学校教育法施行規則において学校職員に位置付けられたものの、常勤職員として配置できるよう措置されていないため、児童・生徒が抱える課題への専門人材によるきめ細かな対応が困難となっている。

また、現行の公立高等学校へのスクールカウンセラーの配置については、スクールカウンセラー等活用事業実施要領により、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内を目安に補助するとされている。そのため、学校数の10%を超える公立高等学校への配置を行っている自治体では、国庫補助の対象とならないなど国の支援が十分ではないことから、必要な人員を配置することができているとは言えない。

そこで、様々な課題を抱える児童・生徒に対する取組を、今後より一層充実していくため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置について、以下の2点について提案する。

- 1 学校教育法施行規則で学校職員と位置付けられたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づいて常勤職員として配置できるよう措置すること。
- 2 上記1が実現されるまでの当面の措置として、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に係る現在の国庫補助率を引き上げるとともに、公立高等学校へのスクールカウンセラー等の配置については、補助対象（配置校の総数の10%以内）の拡充を行うこと。

令和4年11月25日

文部科学大臣 永岡 桂子様

九都県市首脳会議

座長 埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	山中竹春
川崎市長	福田紀彦
千葉市長	神谷俊一
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎